

《MICE開催補助金申請について》（改正 2025-4月）

- ・補助金交付の対象：鹿児島県外参加者で鹿児島市内宿泊施設に 50名以上※の宿泊があるもの。

※ 参加宿泊者数の最大値の日をカウント

(インセンティブトラベルについては延べ宿泊者数をカウント)

(注)一部摘要除外となる場合がありますので交付要綱で確認願います。

《開催前》

申請（事前申請）は、開催 1ヶ月前迄にお願い致します。

【提出書類】

- ① MICE開催補助金交付申請書 ・・・・・・・・ 様式第1
- ② 事業計画書 ・・・・・・・・・・・・ 様式第2
- ③ 収支予算書 ・・・・・・・・・・・・ 別紙1
- ④ アンケート提出に関する同意書 ・・・・・・・・ 様式第3-1
アンケート提出に関する同意書（インセンティブトラベル） 様式第3-2
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約・同意書 ・・・・・・・・ 様式第4
- ⑥ インセンティブトラベルにおいては、出発地（国名・県名）から
鹿児島市内までのツアーフラッシュ（収支予算書不要）

《開催後》

開催後、1ヶ月以内に書類提出をお願い致します。

【提出書類】

- ① MICE開催補助金実績報告書 ・・・・・・・・ 様式第7
- ② 事業実績書 ・・・・・・・・・・・・ 様式第8
- ③ 収支決算書 ・・・・・・・・・・・・ 別紙2
- ④ 参加宿泊者数証明書 ・・・・・・・・ 様式第9-1
参加宿泊者名簿（証明書が取得できない場合） ・・・ 様式第9-2
参加宿泊者名簿 ・・・・・・・・・・・・ 別紙3
- ⑤ MICE開催補助金交付請求書 ・・・・・・・・ 様式第11
- ⑥ インセンティブトラベルにおいては、出発地（国名・県名）から
鹿児島市内までの最終行程表（旅のしおり）、旅程を伴わない場合は
当該大会プログラム（収支決算書不要）

※個人口座への振込みは出来ません。

大会専用又は、団体事務局口座をご記入下さい。

※参加宿泊者数証明書または参加宿泊者数名簿及びMICE開催補助金交付請求書の内容確認後、指定の口座に当該金額を振込みさせていただきます。

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市において、MICE（ミーティング、インセンティブトラベル、コンベンション、イベント等）の開催を促進するため、MICE推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において補助対象とするMICEの分類の定義は別表1のとおりとする。

(補助金の申請者)

第3条 補助を受ける者（以下「申請者」という。）は、MICEの主催者とする。

2 インセンティブトラベルにおいては、主催者又はツアーを取り扱う旅行取扱事業者等の代表者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 国または地方公共団体が主催、共催しないもの

(2) 鹿児島市内で開催されるもの

(3) 鹿児島県外からの参加宿泊者数（開催日の前日から終了日までの期間において、鹿児島県外からMICEに参加した者で鹿児島市内の宿泊施設に宿泊したものが最も多い日における当該宿泊者の総数をいう。ただしI（インセンティブトラベル）に該当するものについては、延べ宿泊者数とする。）が、別表2で定める区分に該当するもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象事業としない。

(1) 補助事業において、収入が支出を上回る場合（ただし、インセンティブトラベルにおいてはこの限りではない。）

(2) 物品の販売を目的とするイベントや入場料を徴収する興行など

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (6) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (11) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- 3 理事長は、補助事業が、鹿児島市を含む自治体からの補助金等（以下「自治体からの補助金等」という。）の交付対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすことができる。
- 4 理事長は、補助事業が、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会シャトルバス等助成制度（令和7年4月1日制定）による助成対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすことができる。
- 5 第1項の規定に関わらず、理事長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、MICE開催に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 委託費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広報費
- (5) 報償費
- (6) その他補助対象事業に要する経費として理事長が認めるもの

2 自治体からの補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、補助対象経費の総額からその額を差し引いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又は別表2に定める額のいずれか低い額と

する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の加算額)

第7条 日本国に居住していない外国人が参加したMICEについては、前条で算出した額に、外国人参加宿泊者数に5,000円を乗じた額を加算し、加算する額は500,000円を上限とする。

2 参加者が30カ国以上の参加国で構成される国際MICEにおいては、前条で算出した額に、200,000円を加算する。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、事前にMICE開催補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2）

(2) 収支予算書

(3) アンケート提出に関する同意書（様式第3-1）

アンケート提出に関する同意書（インセンティブトラベル）（様式第3-2）

(4) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）

(5) インセンティブトラベルにおいては出発地から鹿児島市内までのツアーフ行程表

(6) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 理事長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定する。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、MICE開催補助金交付決定通知書（様式第5）により、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の告知等)

第10条 申請者は、補助の実施に当たり、作成する媒体に別表3に示すロゴマーク及び告知定型文を用いて、鹿児島観光コンベンション協会から補助を受けている旨を表示しなければならない。

2 インセンティブトラベルにおいては、この限りではない。

(補助金交付決定後の計画変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、MICEの内容を変更又は中止する場合は、速やかにMICE開催補助金変更交付申請書（様式第6）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第12条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付対象となるMICEが終了したときは、速やかにMICE開催補助金実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8）
- (2) 収支決算書
- (3) 参加宿泊数証明書（様式第9-1）又は参加宿泊者数名簿（様式第9-2）
- (4) インセンティブトラベルにおいては、出発地（国名・県名）から鹿児島市内までの最終行程表（旅のしおり）又は大会プログラム
- (5) 主催者アンケート及び参加者アンケート
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第14条 理事長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付確定を行い、MICE開催補助金交付確定通知書（様式第10）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、MICE開催補助金交付請求書（様式第11）を、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、補助金の交付の決定

を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、申請者は当該補助金を返還するものとする。

(関係書類の保存)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象事業について収支を明らかにした書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めることのほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

(財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱に基づく補助金交付に係る申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「鹿児島県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前の別記様式による申請等については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（分類の定義）

分類	主催者区分	定義
M（ミーティング）	企業	・企業会議、大会、研修会等の会合等 ・スポーツキャンプ、合宿
I（インセンティブトラベル）	企業	・報奨旅行、研修旅行 ・顧客の招待等を目的とした旅行
C（コンベンション）	学会、団体等	・学術会議、大会、国際会議等
E（エキシビション・イベント）	企業、団体等	・見本市、展示会、文化イベント、スポーツ大会、国際交流イベント等

別表2（参加宿泊者数の区分および分類ごとの補助金算定基準額）

	分類①（分類②以外）	分類②（学術系・スポーツ系）	分類③
	M・C・E	M・C・E	I
50～99人	50,000円	100,000円	1,000円× 延べ人数
100～199人	100,000円	150,000円	
200～399人	150,000円	200,000円	200,000円
400～599人	200,000円	300,000円	
600～799人	250,000円	400,000円	
800～999人	300,000円	450,000円	
1,000～1,999人	400,000円	600,000円	
2,000人以上	500,000円	750,000円	

別表3（ロゴマーク及び告知定型文）

鹿児島観光コンベンション協会 MICE ロゴ	 The logo features the letters 'MICE' in a stylized font where the 'M' is blue and the 'ICE' is red, with a wavy line above it. Below 'MICE' is the word 'KAGOSHIMA' in a red, blocky font, with a red circle on the 'A', and 'JAPAN' in a smaller blue font at the bottom.
告知定型文	<p>【日本語】「本事業は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会のMICE開催補助金を活用しております。」</p> <p>【英語】「This event is supported by a subsidy from the Kagoshima Convention & Visitors Bureau.」</p>